

伊丹市観光パンフレット作製委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 業務名 : 伊丹市観光パンフレット作製委託業務
- (2) 目的 : 別紙「伊丹市観光パンフレット作製委託業務仕様書」のとおり
- (3) 業務内容 : 別紙「伊丹市観光パンフレット作製委託業務仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 : 契約締結日から令和6年10月11日(金)まで

2. 契約金額の上限

金 1, 267, 000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 参加資格

単体若しくは複数の事業者等により構成される共同体を代表する者

(1) 単体の場合

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中、又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- ウ 伊丹市の指名停止基準、入札参加停止基準による指名停止や、入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- エ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- オ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- カ 伊丹市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- キ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ク 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、伊丹市の暴力団排除に関する条例や要綱などにおいて該当する団体ではないこと。

(2) 複数の事業者等により構成される共同体を代表する者の場合

構成員すべてが上記ア～ケに掲げる要件を全て満たしているものとする。

4. 公募型プロポーザル実施要領等の交付開始日、交付場所等

- (1) 交付開始日 : 令和6年5月7日(火) 10時
- (2) 交付場所 : 伊丹市ホームページ
<http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/TOSHIKATSURYOKU/TOSID/38881.html>
- (3) 交付資料
 - ①公募型プロポーザル実施要領
 - ②委託仕様書
 - ③各種様式

5. 参加申込書及び質問票の提出

- (1) 提出期限 : 令和6年5月14日(火) 17時必着
※質問票は令和6年5月14日(火) 12時必着
- (2) 提出方法 : 別添の参加申込書(様式1号)、参加資格確認書(様式2号)に捺印のうえ、メールにて提出すること。
※メールの受信確認のため、送信した旨を電話連絡すること。

- ※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 提出先：問合せ先に同じ
- (4) 提出書類
- ①参加申込書（様式1号）
 - ②参加資格確認書（様式2号）
 - ③質問票（様式3号）
- ※③については必要な者のみメールにて提出すること。なお、審査内容に関係のない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。
- (5) 質問への回答：参加申込書を提出したすべてのものに対して令和6年5月16日（木）（予定）にメールで回答する。

6. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限
- 令和6年5月24日（金）13時必着
- (2) 提出方法
- 別添の企画提案書提出書（様式5号）に押印のうえ、企画提案書（様式6号）と併せてPDFデータをメールにて提出すること。なお、原本を審査会当日に持参すること。
- ※企画提案書は基本的にA4版両面印刷とすること。
- ※企画提案書の提出部数は10部とすること。
- ※企画提案書は目次およびページ番号を付し、A4版紙ファイルに綴り、事業者名は記載しないこと。
- ※メールの受信確認のため、送信した旨を電話連絡すること。
- (3) 提出先
- 伊丹市 都市活力部 まち資源室 空港・にぎわい課
- (4) 提出書類
- ①企画提案書類提出書（様式5号）
 - ②企画提案書（様式6号）※パワーポイントでの作成可
 - ・デザインイメージがわかるサンプル（チラシ等）を作製し提出すること。
 - ※過去に作製した当事業と類似の観光パンフレットでも可とする。
 - ③見積書（任意様式）（税込）
 - ・見積金額は、企画提案書の内容をすべて実施するために必要な経費を積算すること。
 - ・見積書は積算根拠を示した内訳書を添付すること。
 - ・代表者印等の押印をすること。
 - ④業務実績書（任意様式）
 - ※共同企業体応募の場合は、代表団体・構成団体全てのものを提出すること。
 - ⑤団体概要（様式7-1号）
 - ※共同企業体応募の場合は、代表団体・構成団体全てのものを提出すること。
 - ⑥共同企業体結成届出書（様式7-2号）※共同企業体の場合
 - ⑦その他補足資料
 - ⑧参加辞退届（様式4号）
 - ※参加を辞退する場合のみ提出すること。

7. 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書に基づく内容及び見積価格等に対する審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を選定し、最優秀提案者を契約相手方の候補とする。なお、提案者が1者の場合は、総合得点の平均が60点以上を満たすこと

を条件に、契約相手の候補とする。また、総合得点の合計が同点となる者が2人以上ある時は、審査項目「企画提案の内容」「実施体制・計画性」の合計得点が高い者を選定する。

(1) 事業者選定審査会（プレゼンテーション審査）

①日程：令和6年5月27日（月）（予定）

②場所：伊丹市役所（予定）

③内容：企画提案書（様式6号）によりプレゼンテーションをすること。なお、プレゼンテーションは、本事業の実務を行う担当者に限る。

④時間構成：40分程度（プレゼンテーション30分程度、質疑応答10分程度）

※スクリーン・プロジェクターは伊丹市で用意します。

※審査会の詳細については、別途応募書類の提出者へ通知を行う。

※参加事業者多数の場合、審査日の追加設置設定を行う場合がある。

(2) 審査結果の通知

令和6年5月29日（水）以降に、伊丹市ホームページに掲載するとともに、審査対象事業者すべてに通知する。

8. 審査基準及び配点

別紙「審査基準表」のとおり、審査基準及び配点に基づき、審査し評価する。

9. 契約の締結

「7. 審査方法及び結果の通知」の最優秀提案者と契約締結の協議を行い、協議が整ったときは、見積書を徴して契約を締結する。但し、委託者が必要と判断した場合、提案書の趣旨を逸脱しない範囲で協議を行うことがある。その場合は、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。また、最優秀提案者が辞退またはこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反したこと等の理由により協議が不調なときは、順位付けられた上位のものから順に契約締結の協議を行う。

なお、委託料の支払いについては、委託業務の完了後に一括で支払うため、十分余裕を持った資金計画を立てること。

10. 事業者選定スケジュール

5月7日（火）10時	公募開始
5月14日（火）12時	質問票締切
5月14日（火）17時	参加申込書締切
5月16日（木）（予定）	質問回答日
5月24日（金）13時	企画提案書・参加辞退届締切
5月27日（月）	審査会（プレゼンテーション審査）
5月29日（水）以降	業者決定 結果通知
6月上旬（予定）	契約締結

11. 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき

(2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき

(3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき

(4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき

(5) プロポーザルの手続きの過程で、前記3の規定に抵触することが明らかとなったとき

- (6) 価格見積書の金額が、前記2に示した価格（契約金額の上限）を超過しているとき
- (7) 正当な理由がなく、事業者選定審査会等に欠席したとき
- (8) 各審査員が審査基準表の各項について採点を行うが、総合得点に審査員の過半数が60点未満の配点を付したとき

12. その他留意事項

- (1) 原則、提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行う可能性もある。
- (3) 提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 審査結果についての意義申し立ては、一切受け付けない。

13. 問合せ先

伊丹市 都市活力部 まち資源室 空港・にぎわい課

【所在地】〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1-1

【電話番号】072-744-2088

【メール】toshibrand@city.itami.lg.jp